

森林整備工事請負契約約款の改正及び令和2年度における 森林整備工事の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

令和2年5月
山口県

県が発注する森林整備工事は、建設工事と同様に、平成28年度の時限的な特例措置として、前金払に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において令和2年度も継続することとなったことを踏まえ、山口県建設工事請負契約約款の条項が改正されたため、山口県森林整備工事請負契約約款についても以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正内容

山口県森林整備工事請負契約約款

第36条第1項に次のとおりただし書を次のとおり改正します。

ただし、令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 適用年月日

令和2年5月1日（金）以降契約を締結するものから適用します。

2 その他

新しい契約約款は、山口県森林整備課のホームページに掲載しています。

山口県森林整備課ホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17800/index/>)